

働きて定住促進サポート事業の対象条件

○対象者（世帯）の条件

要件	申請時に確認するための書類等
犬山市内の事業所で勤務（１年以上継続）している 人がある、夫婦または親子の世帯	給与所得の源泉徴収票 雇用者等が証明する書類等
申請者又はその配偶者のどちらかが４０歳以下	世帯全員の住民票の写し※
犬山市外に居住（１年以上継続）	
１年以内に婚姻により新たに世帯を構成する世帯、 犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の証明を 受ける者を構成員とする世帯を含む	誓約書

※申請日より３ヶ月前までに発行された住民票の写しにて確認します。

子世帯が多子世帯に該当する場合は補助金額を２０万円加算します。
詳しくは都市計画課 営繕住宅担当までお問い合わせください。

○対象住宅の条件

項目	新築・取得タイプ (補助対象経費かつ上限 20万円)	確認するための書類等	
		申請時	完了時
居住の条件	市内に居住		住民票の 写し
対象区域(対象住宅の所在地)	市内全域	申請書に地名地番記載	建物登記簿
対象となる住宅	一戸建住宅(新築等、中古問わず)、共同住宅又は長屋の住戸		
住宅の所有	申請者 共有の場合は申請者の持ち分のみ対象		

※賃貸は対象外です。

○対象工事等の条件

項目	新築・取得タイプ(補助対象経費かつ上限 20万円)	確認するための書類等	
		申請時	完了時
補助対象経費	新築（改築含む）住宅の建築工事費または住宅購入費	見積書または契約書 ※4 図面	請求書、工事写真 契約書、建築確認済証
	中古住宅購入費		
住所異動	完了時に世帯全員が当該地へ住所異動	—	住民票の写し(住所異動後)
申請の時期	登記前かつ住所異動前 ※2		
契約条件	工事契約又は売買契約 ※3		契約書
完了報告	登記完了後（または登記申請完了後）かつ住所異動後		
居住実態の確認	補助金交付後、3年を経過した時点で住民票による確認作業を実施		

※1：居住の用に供しない建築物（倉庫など）は除きます。

※2：登記申請前かつ住所異動前であれば、いつでも（工事契約や設計前でも）可能です。

※3：事前に検討や設計をしても構いません。

※4：契約が未締結の場合は見積書等、締結後であれば契約書等の工事金額がわかる書類の提出が必要です。